

# ソフトウェア使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」といいます）は、株式会社アライズソリューションがお客様（個人・法人を問いません）に対しソフトウェアを非独占的に使用する権利を許諾することを目的としています。

お客様は本契約書への同意を前提として本ソフトウェアを使用することができます。**お客様は本ソフトウェアを受領後1週間以内に本契約書に同意できないことを当社に意思表示しなかった場合、もしくは本ソフトウェアをコンピュータにインストールした場合、これをもって本契約書に同意（契約発効）したこととなります。**

お客様が本契約書に同意できない場合には、本ソフトウェアを受領後1週間以内に本契約書に同意できないことを文書で当社に通知し、本ソフトウェアを一切の付属物と共に直ちに当社に返品してください。既に代金をお支払い済みの場合には領収書（支払いを証するものを含む）と引き替えに代金を払い戻いたします。

## 第1条（定義）

1. 本ソフトウェア  
株式会社アライズソリューションがお客様に対し使用を許諾するソフトウェアプログラムおよび関連するドキュメントを示します。
2. ライセンスの形態  
本ソフトウェアには、ライセンスの形態としてスタンドアロンライセンス、ネットワークライセンス、インターネット認証ライセンスがあります。
3. ネットワークサーバー  
ネットワークライセンスの場合にコンピュータネットワーク上でライセンスを管理するサーバーコンピュータを示します。

## 第2条（使用許諾）

1. スタンドアロンライセンスおよびインターネット認証ライセンスの場合、本ソフトウェアは同一事業所内において使用を許諾されたライセンス数を上限として同時に使用することができます。本ソフトウェアをインストールするコンピュータの台数に制限はありません。
2. ネットワークライセンスの場合、ネットワークサーバーはお客様管理下の事業所のみがアクセス可能なコンピュータネットワーク上に設置できます。第三者の管理する事業所への接続を可能としたコンピュータネットワーク上には設置できません。
3. 本ソフトウェアはお客様自身もしくはお客様管理下にある第三者がお客様自身の業務上の目的においてのみ使用するものとします。
4. お客様自身の業務上の目的において使用するのであれば、お客様自身がお客様管理下の他事業所で一時的に使用することを妨げるものではありません。

## 第3条（禁止事項）

お客様による下記行為を禁止します。

- (1) 本契約書に反して本ソフトウェアを使用すること。
- (2) 本ソフトウェアの改変あるいはリバースエンジニアリングを行うこと。
- (3) 本ソフトウェアあるいはその複製物を第三者に再使用許諾、貸与、譲渡、レンタル、疑似レンタル行為あるいは中古品取引すること。

## 第4条（保証範囲）

1. ソフトウェアプログラムが付属のドキュメントに従って実質的に作動せず、あるいは、本ソフトウェアに欠陥がある場合、納入日から30日以内に限り良品と無償交換いたします。
2. 前項の内容が、火災、地震、第三者による行為、その他の事故、お客様の故意もしくは過失、誤用その他異常な条件下での使用など当社の責に帰さない理由により生じた場合には、当社は保証の責任を負わないものとします。

3. 本契約書は本ソフトウェアの品質および機能が、お客様の使用目的に適合することを保証するものではありません。また当社は本契約書に明示的に記載された以外、本ソフトウェアについての一切の瑕疵担保責任および保証責任を負いません。本ソフトウェアの選択導入はお客様の責任で行っていただきます。本ソフトウェアの使用およびその結果についても同様とします。
4. 当社が本ソフトウェアの隠れたる瑕疵を発見しそれを修正したときは、かかる瑕疵を修正したソフトウェアまたはそれに関する情報をお客様に提供します。ただし、修正実施の必要性および修正したソフトウェアまたはそれに関する情報の提供方法や提供時期等については当社の判断に基づき決定するものとします。また、修正したソフトウェアにも、本契約書が適用されるものとします。
5. 前項の対応期間は、本ソフトウェアが有償でバージョンアップされた場合、バージョンアップ前（直前バージョン）の本ソフトウェアについてはバージョンアップ版のリリース日から1年間とします。本ソフトウェアが販売を終了した場合は最終版を対象として販売終了日から1年間とします。
6. 本ソフトウェアやそれに関連する全ての資料およびその仕様について事前の通知なしに変更することがあります。

## 第5条（有効期間）

1. 第4条5項を除く本契約の有効期間は契約締結日より1年間といたします。ただし、お客様または当社のいずれかが本契約期間満了の3ヶ月前までに相手に対し解約の意思表示をしない限り本契約は自動的に1年間更新しその後も同様とします。
2. 別途レンタル契約を締結した場合は、レンタル契約の有効期間を本契約の有効期間とします。

## 第6条（契約の解除）

お客様がこの契約に違反した場合、当社はこの使用許諾契約を解除することができます。その場合お客様は、直ちに本ソフトウェアを全てのインストールしたコンピュータから削除し、以後本ソフトウェアを使用できません。

## 第7条（協議）

本契約に関し規定のない事項または疑義を生じた場合は、お客様と当社の間で誠意をもって協議しこれを解決するものとします。

## 第8条（裁判管轄）

本契約書に関する紛争については、広島地方裁判所を所轄裁判所とします。

株式会社アライズソリューション（旧社名：株式会社アラタニ電算センター）

〒730-0833 広島市中区江波本町4-22 Tel.082-293-1231 Fax.082-292-0752 URL <http://www.aec-soft.co.jp> Mail [info@aec-soft.co.jp](mailto:info@aec-soft.co.jp)